

文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案

● 見直し当初案

日本学術振興会	P. 1
理化学研究所	P. 13
宇宙航空研究開発機構	P. 23
日本スポーツ振興センター	P. 33
日本芸術文化振興会	P. 47

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人日本学術振興会】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ること。

1. 事務・事業の見直し

1. 独立行政法人として、事務・事業の見直しを不断に行い、**効率的に業務を運営**
2. 研究者の知的探求心や自由な発想に基づく人文学・社会科学から自然科学まで幅広い分野の学術研究を支援する唯一の機関として、関係機関との役割分担・連携協力を図りつつ**効果的な事業を展開**
3. 「大学連携型」法人として、大学改革やグローバル化の支援に積極的に取り組むなど、一層**大学との連携を強化**

【上記の観点を踏まえた効果的な事業実施の推進】

- ・学術研究の助成
審査システムの改善、全研究種目の基金化、研究種目の見直し、重複等の排除 等
- ・研究者養成のための資金の支給
研究者養成事業の充実、事業内容の改善、特別研究員(グローバルCOE)の廃止 等
- ・学術に関する国際交流の促進
海外学術振興機関との協力の強化、事業の統合・メニュー化、海外研究連絡センターの効果的運営 等
- ・学術の振興に関する調査及び研究
学術研究動向の把握、新たな研究分野の創出、調査分析機能の強化 等

2. 組織の見直し

○組織体制の見直し

- ・独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、大学との連携強化を図るための組織体制に見直す。

3. 運営の効率化及び自律化

○人件費・管理運営の適正化

- ・給与水準については、監事による監査等において厳格にチェックし、引き続き適正な水準を維持。
- ・既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費を削減、業務の効率化を図る。

日本学術振興会事業の見直しについて

■独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

(平成22年12月7日閣議決定)

・学術研究の助成

文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進

・学術の振興に関する調査及び研究

ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化

・研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業

事業の廃止・縮減を含めた整理合理化

■独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

(平成24年1月20日閣議決定)

○ 大学連携型の成果目標達成法人(※)とする。(※大学との連携の下で、大学の運営等を支援する事務・事業を行っている法人類型)

○ 本法人については、研究者向け学術研究の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

■第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)

IV基礎研究及び人材育成の強化

2. 基礎研究の抜本的強化

(1) 独創的で多様な基礎研究の強化

3. 科学技術を担う人材の育成

(1) 多様な場で活躍できる人材の育成

② 博士課程における進学支援及びキャリアパスの多様化

(2) 独創的で優れた研究者の養成

② 研究者のキャリアパスの整備

V社会とともに創り進める政策の展開

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(2) 研究資金制度における審査及び配分機能の強化

■日本学術振興会が担うべき役割

(振興会の目的)

日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、**学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。**

(業務の範囲)

- ・ **学術の研究に関し、必要な助成を行う**
- ・ **優秀な学術の研究者を養成**するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給する
- ・ **海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れ、その他学術に関する国際交流を促進**するための業務を行う
- ・ 学術の応用に関する研究を行う
- ・ **学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行う**
- ・ 学術の振興のために**国が行う助成に必要な審査及び評価を行う**

■日本学術振興会の将来ビジョン検討会報告

- ・ 関係機関との**役割分担・連携協力を図りつつ、学術研究を振興**
- ・ 大学改革やグローバル化の支援に積極的に取り組み、**大学との一層の連携強化**

事業見直しの方向

1. 独立行政法人として、
事務・事業の見直しを不断
に行い、
効率的に業務を運営

2. 研究者の知的探求心や自
由な発想に基づく人文学・
社会科学から自然科学まで
幅広い分野の学術研究を支
援する唯一の機関として、
関係機関との役割分担・連
携協力を図りつつ
効果的に事業を展開

3. 「大学連携型」法人とし
て、大学改革やグローバル
化の支援に積極的に取り組
むなど、一層
大学との連携を強化

世界レベルの
多様な知の創造

強固な国際協働
ネットワークの構築

次世代の人材育成と大学
の教育研究機能の向上

- 国内外の学術研究動向を把握し事業に反映
- 融合的分野、萌芽的分野など新しい研究分野の創出を支援
- 研究成果の評価方法の確立、研究成果の情報発信

- 国際交流事業の戦略的な展開、国際共同研究の推進
- 大学グローバル化の支援、世界的な頭脳循環の推進
- 世界の学術研究動向を踏まえた事業の不断の見直し

- 研究者養成事業の改善、充実
- 研究者のキャリアパス確保への支援
- 人材育成事業の一体的推進

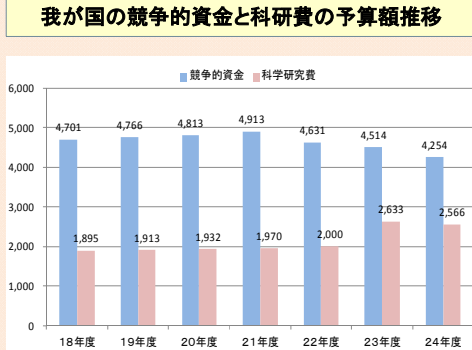
【その他】

- 大学関係団体、経済界等幅広い関係者とのコミュニケーション強化
- 学術研究・人材育成に関するデータ収集分析など調査分析機能の強化

学術研究の助成の見直し

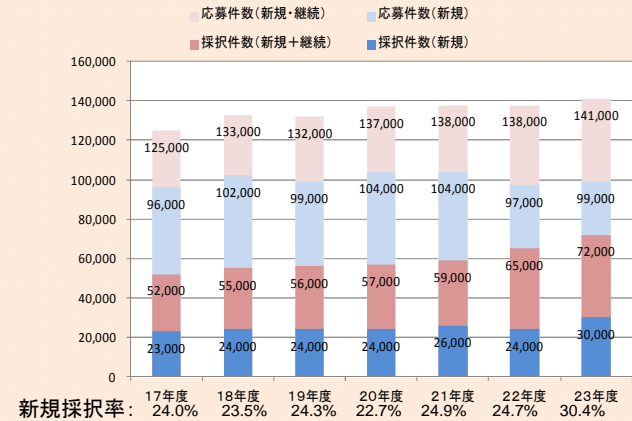
科学研究費助成事業は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする唯一の競争的資金

- (1) 我が国を代表する競争的資金
- (2) あらゆる分野を対象
- (3) 研究者の自由な発想を重視
- (4) 公平・公正な審査
- (5) 研究者ニーズへの対応



→政府の競争的資金の約60.3%

科研費の応募・採択件数および採択率の推移



第二期中期目標期間(H20~H24)

○基金化

平成23年4月に振興会法を改正し、一部種目に基金化を導入

■平成23年度

基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)の平成23年度以降の新規採択課題を基金化

■平成24年度

基盤研究(B)、若手研究(A)の平成24年度以降の新規採択課題を一部基金化

○研究種目の移管

文部科学省との役割分担の見直しを行い、特別推進研究、若手研究(A・B)を振興会に一元化

○重複等の排除

審査結果、進捗評価結果について、他機関への情報提供を実施し、事業の効率的な遂行を図る

第三期中期目標期間(H25~H29)

○審査システムの改善

世界と我が国の学術動向を俯瞰し、融合的な研究分野や先端的・萌芽的な研究分野など新たな分野の研究をさらに支援できるよう審査システムの改善を検討

○全研究種目の基金化

研究資金の使い勝手の向上、資金の効果的運用のため、全研究種目の研究費全額の基金化の検討

○研究種目の見直し

文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直し

○重複等の排除

引き続き、審査結果、進捗評価結果について他機関への情報提供を実施し、事業を効率的に遂行

研究者養成事業の見直し

我が国トップクラスの優れた若手研究者に対して、**研究奨励金及び科研費を支給することにより、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。**

○特別研究員

DC（採用期間：2～3年間）
研究奨励金240万円/年、
科研費150万円以内/年

PD・SPD（採用期間：3年間）
SPD：研究奨励金535万円/年、
科研費300万円以内/年
PD：研究奨励金434万円/年、
科研費150万円以内/年

RPD（採用期間：3年間）
出産・育児による研究中断後に円滑に
研究現場に復帰できるよう支援
平成18年度創設。
研究奨励金434万円/年、
科研費150万円以内/年

第二期中期目標期間(H20～H24)

○研究者養成事業の改善・充実

博士課程在籍者や女性研究者への配慮など科学技術基本計画を踏まえた支援の強化

○特別研究員(21世紀COE)の廃止

21世紀COEプログラムに関し、時限到来したものから、順次廃止。

○重複等の防止

学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を提供

第三期中期目標期間(H25～H29)

○研究者養成事業の改善、充実

大学院の規模や研究者のキャリアパスの状況を勘案しつつ、**科学技術基本計画における目標を踏まえ充実**

○事業内容の改善

ポストドクターを対象とした**特別研究員「PD」の研究室移動の義務付けや雇用上の位置付けなど事業内容の改善を検討**

○特別研究員(グローバルCOEプログラム)の廃止

特別研究員(グローバルCOEプログラム)について、**平成25年度をもって廃止**

学術国際交流事業の見直し

○日本学術振興会は、我が国を代表する学術振興機関として、45か国、86学術振興機関等との良好な協力関係を築き、**世界各国とのパートナーシップを構築**。

○振興会ではこれらのパートナーシップをもとに、大学等の研究者派遣や先進国等からの優れた研究者の招へい事業、協定に基づく二国間の交流事業、多国間交流事業等、人文・社会科学から自然科学までの**全ての学問分野にわたる様々なプログラムを提供し、世界各国を対象とした我が国の学術の国際交流を促進**。

- 二国間・多国間国際共同研究等の支援
- 研究教育拠点の形成支援
- 若手研究者の国際的な研鑽の機会の提供
- 研究者の招へい
- 大学の国際化支援

- ・諸外国の学術振興機関 との良好な信頼関係 (45か国 86機関)
- ・個人から組織まで様々なレベルで国際交流を支援
- ・海外の学術動向等を踏まえた審査 (国際事業委員会)



約14,000人の研究者が交流
【平成23年度実績】
海外から日本へ **4,956人**
日本から海外へ **9,038人**

※補正予算による交流人数を含む

第二期中期目標期間(H20~H24)

○事業の廃止

外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業の廃止

○事業の統合

平成23年5月に基本的方向性をとりまとめ、**先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を研究拠点形成事業に統合**

○海外研究連絡センターの共用化

- ・ワシントン研究連絡センターについては、平成22年3月より科学技術振興機構ワシントン事務所との共同設置、運用を開始。
- ・北京研究連絡センターについて、8大学等との共用を実施
- ・バンコク研究連絡センターについては、**日本学生支援機構バンコク事務所と平成24年3月より事務所の共用を開始**



第三期中期目標期間(H25~H29)

○海外学術振興機関との協力の強化

- ・海外の学術振興機関との協力関係に基づき、**若手研究者の育成、国際的な学術研究ネットワークの形成・強化等を促進**
- ・振興会が覚書等を締結している国以外との**研究交流に対するニーズに幅広く応えられるよう、事業の実施方法を見直し**

○事業の統合・メニュー化

海外の研究者を招致する事業については、効果的・効率的な事業実施を図るべく、「**外国人著名研究者招へい事業**」と「**外国人招へい研究者(長期・短期)**」との**統合・メニュー化を行う**

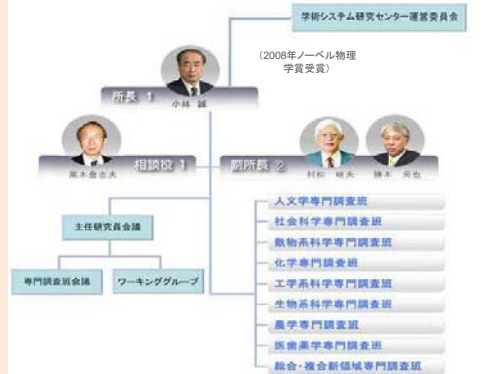
○海外研究連絡センターの効果的運営

海外研究連絡センターについては、**我が国の大学のグローバル化を支援するための機能強化等の観点から、必要な体制の充実を図る**

学術の振興に関する調査及び研究の見直し

○振興会が審査・配分等を行うファンディング事業の審査・評価体制を充実させるとともに学術振興に必要な調査・研究を実施。

◆ 全学問領域をカバーする体制の構築



◆ 第一線の研究者の英知を導入

- ・審査員の選考、審査会の進行、審査・評価に関する業務に参画（審査・採択そのものには直接関与しない。）
- ・公募要領、審査基準の見直し等本会事業全般に対する提案・助言
- ・**学術振興方策、学術研究動向に関する調査・研究**

◆ 学術システム研究センターが果たしている役割等

- ・審査の公平性、公正性、透明性の確保（審査システム機能の向上）
- ・公募要領の改訂など研究者ニーズへの迅速な対応
- ・顕彰事業等のきめ細やかな予備審査による信頼性の向上
- ・科学技術・学術審議会研究費部会への報告書「新しい科学研究費補助金制度を目指して」の提出 など

第二期中期目標期間(H20~H24)

○運営委員会規程の改正

センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とするを新たに規定

○センター研究員選考基準の見直し

センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準を見直し、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用

○謝金支給規程の改正

平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握したうえで、謝金を支給

○学術研究動向調査研究に係る実施計画書の精査

学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給

第三期中期目標期間(H25~H29)

○学術研究動向の把握

- ・科学研究費助成事業により支援する研究課題の動向を調査・分析
- ・**国外の状況も含めた学術研究動向の実証的調査**を研究者の議論を通じて定期的に実施

○新たな研究分野の創出

- ・**科学研究費助成事業の系・分科・細目など制度の見直し**など、新たな研究分野、融合的な研究分野や複合的な研究分野等に対応するよう審査システムの改善を続ける
- ・シンポジウム開催を支援するなど、**特定の研究分野について新たな振興策を実施**

○調査分析機能の強化

- ・大学における研究分野の状況、若手研究者育成、国際連携、その他**広く学術研究や人材育成に関わるデータの収集と分析、データベースの構築と管理を持続的に行う**
- ・調査分析に基づいて科学研究費助成事業、研究者養成、学術の国際交流、**大学の連携支援など振興会事業を展開できるよう組織体制を整備**

業務運営の効率化

一般管理費及び事業費の削減状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度
前年度予算に対する 一般管理費の削減率(%)	△ 3.7	△ 3.0	△ 3.1	△ 3.7
前年度執行予算に対する 事業費の削減率(%)	△ 2.9	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.5

人件費の削減状況

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
削減率(%)	△ 0.3	△ 1.9	△ 4.8	△ 4.7	△ 8.6	△ 10.6
削減率(%) (人勧補正後)	△ 0.3	△ 2.6	△ 5.5	△ 3.0	△ 5.4	△ 7.2
対国家公務員指数	121	119	117.2	116.9	111.7	114.8
地域・学歴勘案	107.2	104.7	102.7	100.7	97.7	99.8

※削減率(人勧補正後)とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」による、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率

◇随意契約等見直し計画	平成20年度実績		平成23年度実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(49.7%) 82	(38.0%) 584,102	(71.0%) 61	(42.3%) 651,711
競争入札	(100%) 82	(100%) 584,102	(100%) 61	(100%) 651,711
企画競争、公募等	(%) —	(%) —	(%) —	(%) —
競争性のない随意契約	(50.3%) 83	(62.0%) 952,257	(29.0%) 25	(57.7%) 888,238
合 計	(100%) 165	(100%) 1,536,359	(100%) 86	(100%) 1,539,949

※ 随意契約件数の減少(△約21.3%) 83件(H20) → 25件(H23)。また、契約実績をホームページで公表

第2期中期目標期間中に実施した組織・運営の見直し

不要資産の国庫返納

- 利益剰余金の処分については、独立行政法人日本学術振興会法第20条に則り、適切に処理している。
なお、**振興会は土地・建物等の固定資産は有していない。**

事務所等の見直し

- **振興会は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また公用車(運転手を含む)も保有していない。**
さらに、平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。
また、**管理部門経費について、効率的・効果的な執行を徹底し経費削減を進め、本法人の本来業務に充当することにより、我が国の学術研究の推進に寄与しているところである。**
- 北京研究連絡センターについては、大学等との共同利用を推進した結果、平成23年4月より8機関に拡大した。引き続き大学等との共同利用を推進している。
バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。また、平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。

取引関係の見直し

- 「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、随意契約について内容を精査し、真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札への移行を図っている。また、一般競争入札において、一者応札となった契約については、入札情報の工夫、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しに関する周知徹底等の見直しを図っている。

- 日本学術振興会と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。
また、ホームページ上に入札公告を掲載するなど入札情報の工夫をしているほか、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しの周知徹底等を図っている。そのほか、「契約の公表に関する取扱いについて」を定め、一定額以上の契約については、契約締結の翌日より1年間ホームページに公表するなど、契約等の情報公開に取り組んでいる。

人件費・管理運営の適正化

- **特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて、役員報酬規程及び職員給与規程を改正し、平成24年4月から措置を講じた。**
- **給与改定の実施や給与体系等の見直しを実施した結果、対国家公務員指数は114.8となり、着実に給与水準の削減が図られているところである。**なお年齢・地域・学歴勘案したラスパイレ指数は99.8となり、国家公務員と同等以下の給与水準となっている。対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、平成24年度において年齢勘案で114程度を目標とし、引き続き、ラスパイレ指数の引き下げに努める。
- 給与水準のチェックに資するため、振興会の「役職員の報酬・給与等について」を毎年度公表している。
- 平成24年度においては、**既存事業の徹底した見直し、効率化等により一般管理費については対前年度△3%の効率化を達成することとした**ほか、その他の事業費(競争的資金を除く。)については、対前年度△1%以上の業務の効率化を図ることとした。

第2期中期目標期間中に実施した事務・事業の見直し

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	<p>事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。</p> <p>また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究(A・B)」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。</p>	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費について、文部科学省との役割分担の見直しを行い、これまで本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っていた「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、平成23年度に本法人に一元化した。 ・上記の研究種目も含めて審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関への情報提供を行い、引き続き事業の効率的な遂行を図る。 ・平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、文部科学省においては競争的資金の在り方について検討を行い、平成23年度予算においては競争的資金制度全体について予算要求の縮減となる中、科研費については適切に対応した。 ・研究種目については、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直す。
02	学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	<p>学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。</p>	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月に運営規程を改正して、センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」の委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とするを新たに定め、平成23年2月には新たな委員構成で運営委員会を開催した。このように、センターの組織運営について多様な視点からの意見を反映できる体制を迅速に整備し、ガバナンスの強化を図った。 また、ガバナンス強化の観点から、平成23年2月の運営委員会で、センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準の見直しを行い、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用することとした。 ・平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握した上で、謝金を支給することとした。 ・学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給することとした。

※措置状況欄の「1a」は、「実施期限までに措置済み」を意味する。

第2期中期目標期間中に実施した事務・事業の見直し

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
03	研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止した。 国際交流事業については、平成23年5月に基本的な方向性をとりまとめ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を統合し、平成24年度から研究拠点形成事業として開始することにより、審査等の事業実施に係る経費を12,750千円削減した。また、論文博士号取得希望者への援助の在り方については、支援対象年齢の引き下げなどの申請に関する要件の厳格化とともに、5年から3年への支援期間の短縮・40人から30人への採用人数の抑制により、平成24年度募集分から事業実施に係る経費を10,200千円削減した。 各産学協力委員会の設置継続審査を担当する産学協力総合研究連絡会議の委員について、平成22年度中に、産業界委員4名増を図ることにより、学界と産業界の委員数が同数程度となるようその構成を見直し、学界・産業界のニーズに、より適切に応えられるようにした。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。	1a	平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。
05	事務所等の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。

※措置状況欄の「1a」は、「実施期限までに措置済み」を意味する。

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人理化学研究所】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ること。

1. 事務・事業の見直し

- ① 国家的・社会的ニーズを踏まえた課題達成型研究開発を、理化学研究所の総合力を活かして、以下の3つに重点を置いて一層強力に推進。
 - 1) 戦略的・重点的な推進体制による研究開発事業を実施する。課題の優先順位の見直しを行い、機動的に事業を推進する。
 - 2) 世界最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進。
 - － 複数の基盤施設の有機的な連携を図り戦略的に利用研究を推進・支援する(SACLA、京など)。
 - － ユーザー視点に立った利用しやすい運用(複数の施設の利用の円滑化を含む)。
 - 3) イノベーション創出に向けた戦略的・重点的な産学官連携の一層の強化と成果の社会還元。
- ② 理化学研究所の総合力を活かした研究開発機能の強化。
- ③ 課題達成に貢献できるよう、パラダイム転換をもたらすような創造的・挑戦的な基礎研究を通じ、次世代の領域開拓の芽を育む活動を着実に推進。多様な人材・研究の融合促進による研究活動、人材育成の活性化。
- ④ 国際頭脳循環の重要性、研究活動のグローバル化を踏まえた国際活動の戦略的な展開。

2. 組織の見直し

- ・ 基幹研究所の業務とされた新たな領域を開拓する先端的融合的な基礎研究については、より課題達成の視点を重視し、国家的・社会的ニーズへの対応に一層配慮するとともに、研究者の発想力や創造力を生かしつつ、組織を超えて研究者の力を結集し、より分野融合を進め、基幹研究所だけでなく全所的に新たな領域を生み出す体制とすることが必要である。このため、理化学研究所内の組織間の連携を強化し、理化学研究所全体として課題の達成に迅速かつ効果的に対応できる体制へと見直すこととする。
- ・ 左記1. に対応した研究体制構築のための所要の見直しを行う。
- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)への対応を引き続き行う。

3. 運営の効率化及び自律化

- ・ ガバナンス及び研究機能等の強化のための事務・支援部門体制の構築。
- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)への対応を引き続き行う。

背景

○ 国の政策を踏まえた目標設定が必要

<第4期科学技術基本計画：平成23年8月閣議決定(抄)>

(1) 目指すべき国の姿

- ① 震災から復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現する国
- ② 安全、かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国
- ③ 大規模自然災害など地球規模の問題解決に先導的に取り組む国
- ④ 国家存立の基盤となる科学技術を保持する国
- ⑤ 「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国

(2) 今後の科学技術政策の基本方針

上記(1) ①から⑤の実現のため、世界最高水準の研究成果を生み出すとともに、課題を明確に設定し、イノベーションの促進に向けて、政策を総合的・体系的に推進する必要がある。

○将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現

「震災からの復興・再生」、環境・エネルギーを対象とする「グリーンイノベーション」、医療・介護・健康を対象とする「ライフイノベーション」の推進をその主要な柱として位置づけ、科学技術イノベーション政策を戦略的に展開する。

○直面する重要課題(*)への対応

課題達成の施策の推進、システム改革、世界と一体となった国際活動の戦略的展開

(*)安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現、我が国の産業競争力の強化、地球規模の問題解決への貢献、国家存立の基盤の保持(国家安全保障・基幹技術の強化等)、科学技術の共通基盤の充実・強化

○基礎研究の抜本的強化(世界トップレベル基礎研究拠点を含む)、人材の育成、国際水準の研究環境及び基盤(先端研究施設の整備・共用促進を含む)の形成

<独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針：平成24年1月閣議決定(抄)>

○各独立行政法人について講ずべき措置

独創的シーズ創出のみならず、科学技術イノベーション創出のため、ニーズ主導への転換に向けて、研究分野の融合・総合化等の見直しを行い、併せて、現在、本法人に設置されている組織の再編整理を進める。その上で、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するための統括組織を整備してガバナンスを強化する。

○ 政策課題への効果的な対応に向けて、厳しい財政状況の下、ガバナンス強化や事業運営の効率化が求められている。

<日本再生の基本戦略：平成24年7月閣議決定(抄)>

IV. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリある実施

・エネルギー制約や超高齢社会の到来など、日本が直面する制約をバネに、…自信と誇りある地域社会を構築することが必要。

このため、…グリーン(エネルギー・環境)、ライフ(健康)、…を優先して、課題への対応を円滑に行っていくこととする。

<医療イノベーション5か年戦略：平成24年6月医療イノベーション会議決定(概要・抄)>

・厚労省の医薬基盤研を中心(本部)とする創薬支援ネットワークを作り、国が研究開発費を支援。

① 国内の大学等のシーズから有望シーズを選定。実用化戦略を策定

② 各公的機関等(産総研、理研等)は必要な研究を行うなど連携し協力

③ 化学合成、薬理・毒性評価を行い、企業の開発につなげる

理化学研究所の見直しの基本的な方向

【ポイント】

- ① 理化学研究所の多様な研究力を生かして特定の分野に限定せず、重点的機動的に研究開発を行う機能は、科学技術基本計画等の国の政策に沿って重要課題の解決に向け、重要なものであり、今後とも我が国において不可欠なものである。
- ② 我が国の政策に照らし、イノベーションを通じて新たな価値の創造に結びつける取組(グリーンイノベーション、ライフイノベーション)を計画的に進めることが必要である。
 - ・グリーンイノベーションへの対応
エネルギー、資源という分野に焦点を当て、重点的に取り組む。また、達成すべき課題・目標を明確化して取り組む。
 - ・ライフイノベーションへの対応
創薬、先制医療等につなげることを重視し、達成すべき課題・目標を明確化して取り組む。
- ③ 知の創出(基礎研究)から技術開発、イノベーションにつながる取組を、理化学研究所内外の連携により一体的に推進する。
- ④ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)への対応を引き続き行う。

理化学研究所の見直しの基本的な方向

【主な内容】

- a) 理化学研究所は、国家的・社会的ニーズを踏まえた課題達成型研究開発を、理化学研究所の総合力を活かして、以下の3つに重点を置いて一層強力に推進。
- 1) 戦略的・重点的な推進体制による研究開発事業を実施する。課題の優先順位の点検を行い、機動的に事業を推進する。
 - 2) 世界最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進。
 - － 複数の基盤施設の有機的な連携を図り戦略的に利用研究を推進・支援する(SACLA、京など)。
 - － ユーザー視点に立った利用しやすい運用(複数の施設の利用の円滑化を含む)。
 - 3) イノベーション創出に向けた戦略的・重点的な産学官連携の一層の強化と成果の社会還元。
- b) 理化学研究所の総合力を活かした研究開発機能の強化。
- － 効果的なガバナンスを通じ、各分野をリードする理研内外の優れた研究者を活用して、理化学研究所内の全所的な連携を図るシステムやプログラムの実施。
 - － 基幹研究所の業務とされた新たな領域を開拓する先端的融合的な基礎研究については、より課題達成の視点を重視し、国家的・社会的ニーズへの対応に一層配慮するとともに、研究者の発想力や創造力を生かしつつ、組織を超えて研究者の力を結集し、より分野融合を進め、基幹研究所だけでなく全所的に新たな領域を生み出す体制とすることが必要である。このため、理化学研究所内の組織間の連携を強化し、理化学研究所全体として課題の達成に迅速かつ効果的に対応できる体制へと見直すこととする。
- c) 課題達成に貢献できるよう、パラダイム転換をもたらすような創造的・挑戦的な基礎研究を通じ、次世代の領域開拓の芽を育む活動を着実に推進。多様な人材・研究の融合促進による研究活動、人材育成の活性化。
- d) 国際頭脳循環の重要性、研究活動のグローバル化を踏まえた国際活動の戦略的な展開。
- e) ガバナンス及び研究機能等の強化のための事務・支援部門体制の構築。

理化学研究所が今後実施する主な研究分野



＜理化学研究所＞

科学技術に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図る。

第4期科学技術基本計画

グリーンイノベーション

- ・安定的なエネルギー供給と低炭素化の実現
- ・エネルギー利用の高効率化・スマート化
- ・社会インフラのグリーン化

産学官連携の一層の強化と成果の社会還元

革新的エネルギー利用の実現

物理・化学・工学の力を結集し、エネルギーを殆ど消費しないエレクトロニクスや、超高効率のエネルギー収集・変換・貯蔵など、エネルギー利用に革命をもたらすことを目指す。

社会システムを変える環境資源の創出

生物多様性と化学多様性を生かし、食糧、エネルギー、資源、環境問題等の解決に取り組む。

極限計測を可能とする光技術

テラヘルツ光など未踏領域の独創的な光源の特性を活かし、いままで見ることが出来なかった領域を見るツールの研究開発。

国家的・社会的重点的な推進体制による研究開発

ライフイノベーション

- ・革新的な予防法の開発
- ・新しい早期診断法の開発
- ・安全で有効性の高い治療の実現
- ・高齢者、障害者、患者の生活の質(QOL)の向上

疾患制御 (マウスからヒトへ)

階層を超えた生命の高次機能の理解を深め、マウスからヒトへ重点を移し、疾患制御につなげることを目指す。

神経回路等

分子から神経回路、心に至る脳の仕組みの全貌を明らかにしていく。

発生・再生

生物における発生・再生の制御システムを解明し、発生生物学の新たな展開を目指す。

細胞

細胞システムの動態の分子レベルでの解明及びその高度な予測・制御・設計を目指した「細胞まるごとモデリング」の実現。

世界最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進

加速器

バイオリソース

生体機能解析

計算機

放射光

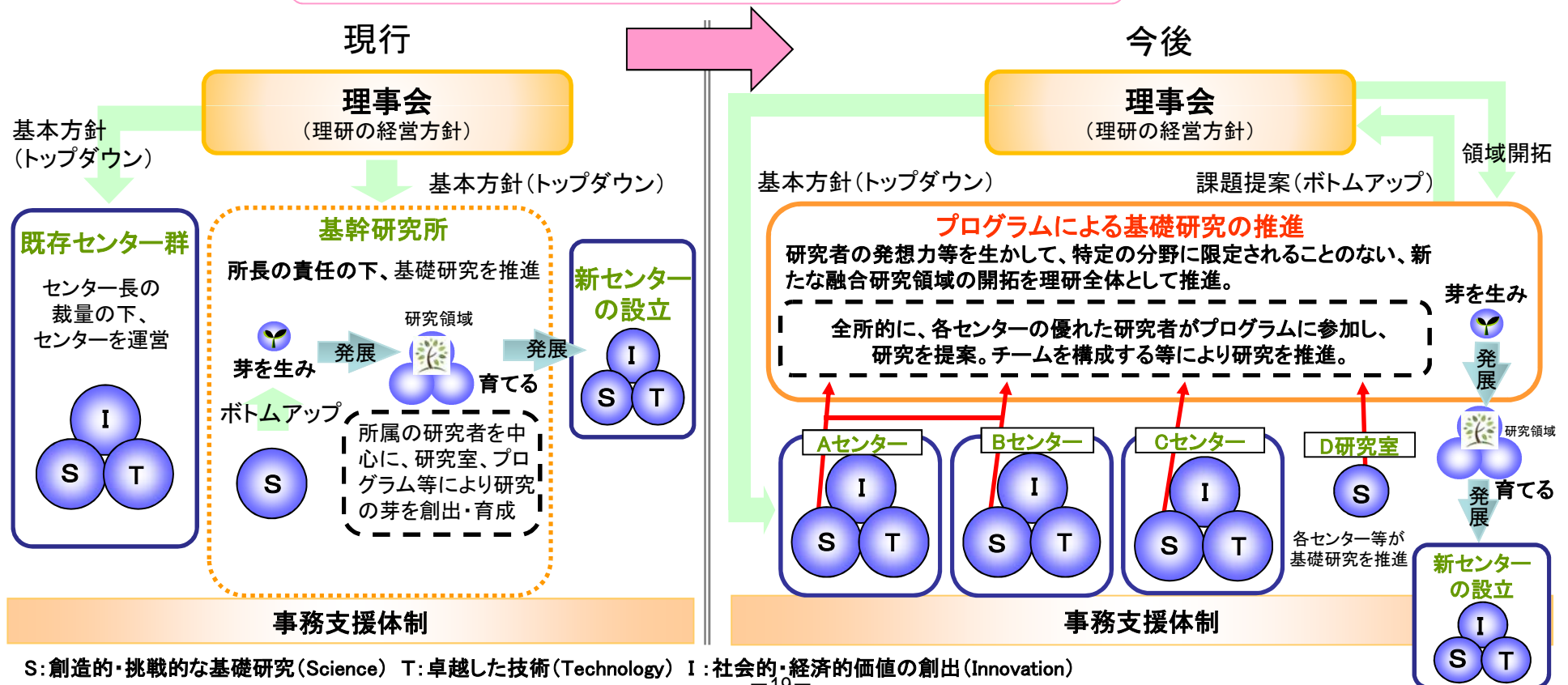
創造的・挑戦的な基礎研究

創造的・挑戦的な基礎研究の展開について

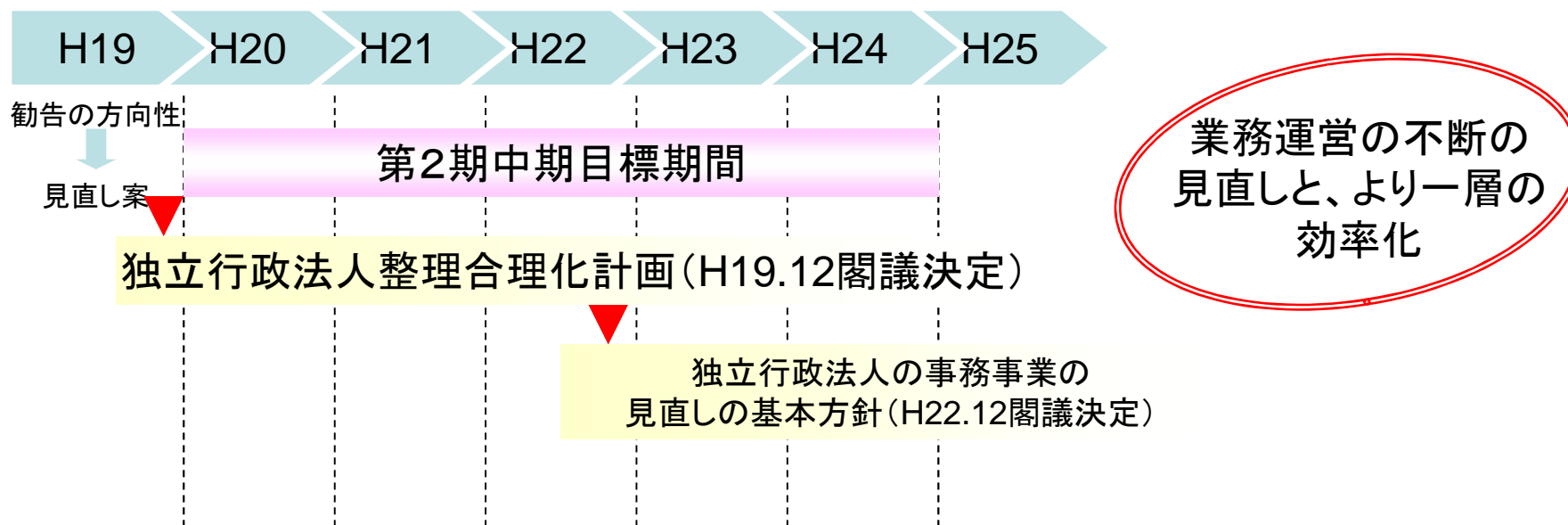
研究者の先見性や創造性の発揮により、パラダイム転換をもたらす創造的・挑戦的な基礎研究を通じて知の創出を図り、国家的・社会的に重要な課題の達成に貢献する。

- ・先端的な研究をリードする研究者を活用し、全所的な連携を強力に進める総合的な研究推進のシステムを構築（プログラムの導入や体制の構築）し、新領域の開拓（新たな研究の芽を生み、強く育てる）を効果的・計画的に進める。
- ・政策や研究動向を踏まえ戦略的にテーマを設定して進める方式（トップダウン方式）と、研究者の発想力や創造力を生かして科学的な見地からテーマを提案する方式（ボトムアップ方式）を組み合わせ、効果的に基礎研究や人材育成を推進する。

- ・ボトムアップ型の課題提案において、国家的・社会的ニーズとのマッチングに一層配慮
- ・全所的に研究者の力を結集して推進



第2期中期目標期間中に実施した事務事業の見直し



実施した事務事業の見直し等

○事務・事業の見直し

- ・研究プロジェクトの重点化
ナノテクノロジー関連研究、分子イメージング研究について整理し、他機関が優位な研究領域を廃止。
- ・事業仕分けの結果を踏まえた効率的な事業運用
植物科学研究、バイオリソース事業について研究体制を見直し、経費を削減。

○保有資産等の見直し

- ・駒込分所を平成22年度に売却し、政府出資分および簿価超過額(計1,552百万円)を国庫納付した。
- ・板橋分所の処分についても中期目標期間中に結論を得る予定。
- ・東京事務所を移転し、海洋研究開発機構と会議室を共用化するなど合理化を図った。
- ・中国事務所については、科学技術振興機構北京事務所と打合せスペースを共用により使用。

○一般管理費等の見直し

- ・一般管理費(公租公課を除く)
26億円(H19)→24億円(H23)
- ・ラスパイレス指数の低減
124.8(H19)→113.8(H23)

○経費の効率化

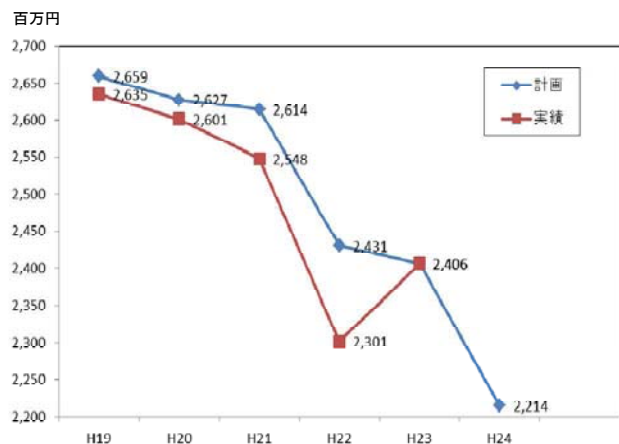
- ・随意契約の見直しの推進
79%(H19)→13%(H23)
- ・一者応札の削減
75%(H21)→68%(H23)

○ガバナンスの強化

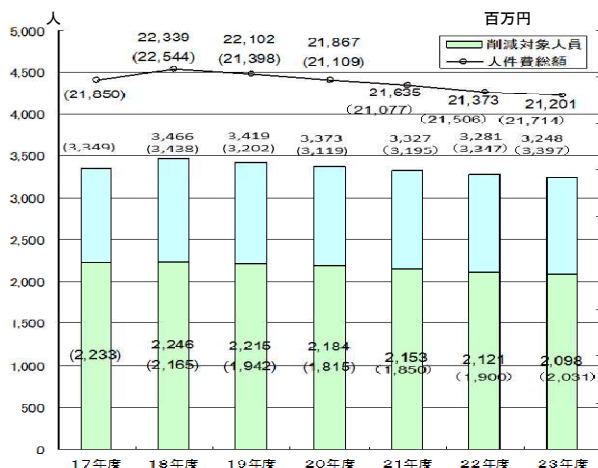
- ・事務ACにおいて外部専門家による事務体制に対する評価を実施

第2期中期目標期間中における一般管理費等の削減及び契約等の見直し実績

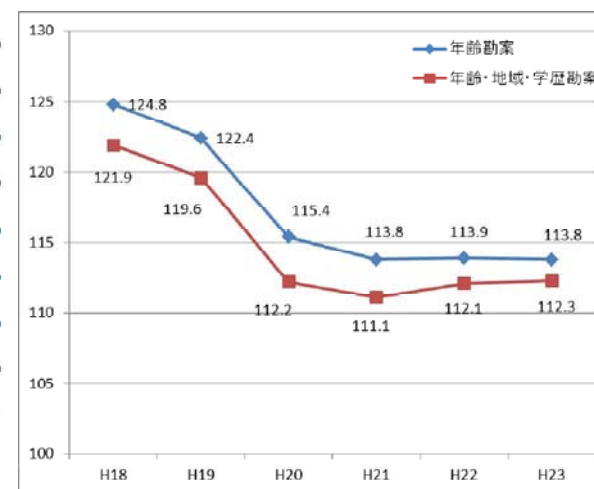
一般管理費の削減



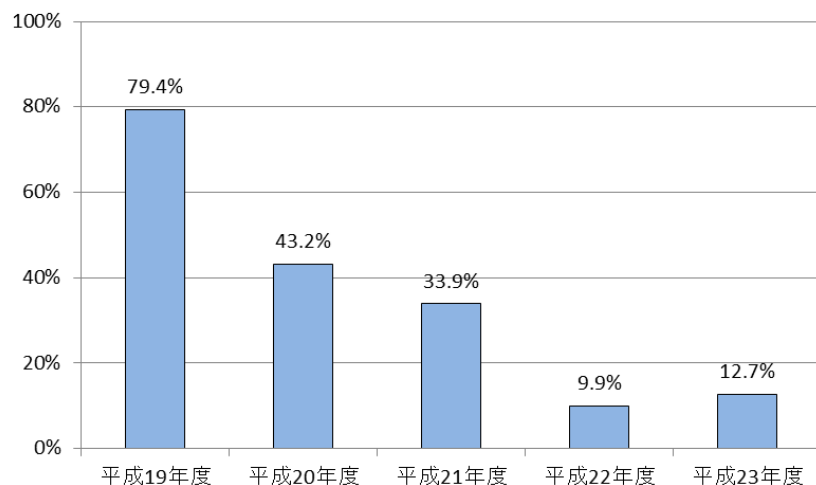
総人件費改革に伴う人員・人件費の削減



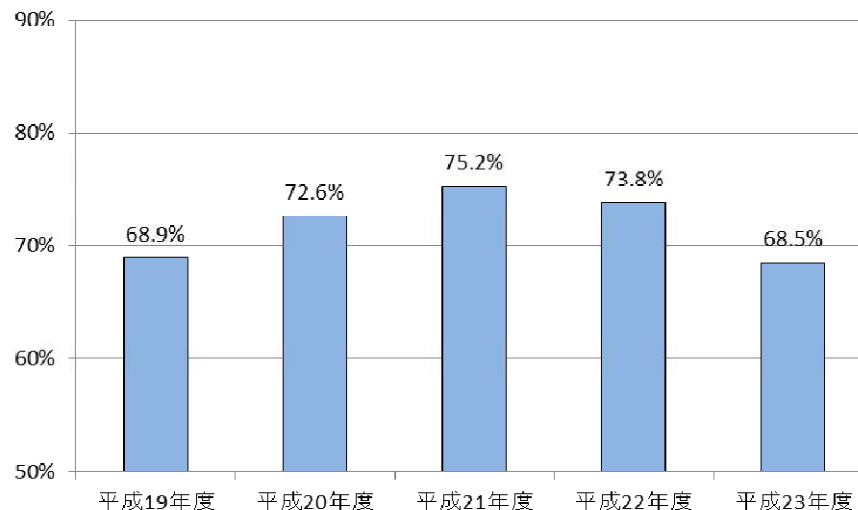
ラスパイレス指数の推移



競争性のない随意契約の削減



一者応札率の削減



※ 平成21年度までは、随意契約の削減を優先的に実施したため一時的に増加しているが、その後減少している。

理化学研究所の第2期中期目標

○理化学研究所第2期中期目標より抜粋

①理化学研究所は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関である。

今後、理化学研究所は現状にとどまることなく、さらに進展を続け、人類の英知を生み、国力の源泉を創り、健康と安全を守ることを基本理念とする我が国の科学技術政策の実現に向けて、以下のような使命を持って研究開発活動を行うことが求められている。

1. 世界的に優れた研究環境、進んだ研究システムの整備を行い、世界トップレベルの研究能力を具備すること
2. それらを駆使して、新たな分野を切り開くこと
3. 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発を推進すること
4. 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究を推進すること
5. 以上の研究活動から、社会的にインパクトのある研究成果を創出すること
6. 研究成果を社会還元し、優秀な研究者・技術者を育成・輩出すること等により、国民生活の利便性の向上に貢献すること

②理化学研究所は、我が国の科学技術政策の中で、国が備えるべき研究開発機能の中核的な担い手の一つとして、国の政策課題の解決に向けても明確な使命の下で組織的に研究開発に取り組み、公共的な価値やイノベーションを創出する等、研究開発の成果を社会へ還元する。そのために、国の科学技術政策の推進戦略として決められた科学技術基本計画における戦略的重点科学技術等の重要課題についても積極的に対応する。

1. 新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進
2. 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進
3. 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進
4. 研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等

③中期目標の期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日

④基幹研究所について

理化学研究所は、大学等とは異なり、より目的を明確化した研究開発の観点を重視して柔軟かつ機動的に研究開発体制を整備することが可能である。また、他の研究開発型独立行政法人とは異なり、科学技術に関する総合的な研究開発機関として、特定の分野に限定されることなく研究開発を行うことができる。

このような理化学研究所の特長を最大限に生かすべく、これまでの「中央研究所」及び「フロンティア研究システム」の機能を統合し、研究領域開拓力及び次代を担う研究開発分野の育成力の強化を図った「基幹研究所」において、科学者の豊かな知見・創造力と社会的ニーズとを十分に勘案して選択された先端的融合研究に創造的、挑戦的、効果的に取り組み、科学技術の飛躍的進歩及び経済社会の発展に貢献する。

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第4条から抜粋)

※JAXA法を含む宇宙関連法の改正について(平成24年7月施行)

法改正のポイント

- 宇宙基本法(平成20年5月)の考え方にに基づき、内閣府に宇宙政策の司令塔機能等を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築。
- JAXAについては、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置付け。

新体制における主な変更点

- JAXA中期目標については宇宙基本計画に基づいて設定することを規定。
- 文部科学大臣、総務大臣に加え、新たに内閣総理大臣及び経済産業大臣が主務大臣に加わった。
- JAXAの次期中期目標については、新たな宇宙基本計画に基づき、各主務大臣の意向を反映して策定することが必要。基本計画については、現在宇宙政策委員会において議論が行なわれており、今年度内に新たな計画が策定される予定。

1. 事務・事業の見直し

※次期宇宙基本計画の方向性等により、具体的な事務事業の見直しの方向性も定まる。
以下はこれまでの年度評価の議論等を踏まえ記載。

- 衛星による宇宙利用
 - ・衛星運用の民間への移管の推進
 - ・海外と協力した効率的・効果的な地球観測体制の構築
- 宇宙科学・宇宙探査
 - ・国際連携・協力によるミッションの効率的実行
- 国際宇宙ステーション
 - ・民間による有償での宇宙ステーション利用の推進
- 航空科学技術
 - ・環境・安全に係る研究開発の重点化、一層の成果還元と戦略性の重視

2. 組織の見直し

- JAXA法改正を踏まえて組織体制を柔軟に運用。
- JAXAの事業に影響を及ぼす問題の発生を防ぐ。
- 事業所等については定期的に必要性の検証を行ない、必要性の薄れたものは速やかに廃止。

3. 運営の効率化及び自律化

- 業務の見直しによる合理化・効率化を図りつつ、適切な人材育成や人材配置を推進

→JAXA法を含む宇宙関連法の改正による新体制の下で、今後の各省のニーズに適切に対応しつつ、基礎的な研究開発・技術開発とのバランスにも留意し、「はやぶさ」等に代表されるめざましい成果創出に向けJAXAの役割を果たしていく。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の見直しに係る背景

本中期計画(平成20年度～平成24年度)中においては、下記のような状況の変化があった。

[宇宙基本法]

平成20年8月施行。主な点は以下のとおり。

- － 6つの基本理念
(①宇宙の平和的利用、②国民生活の向上等、
③産業の振興、④人類社会の発展、
⑤国際協力等、⑥環境への配慮)
- － 宇宙開発戦略本部の設置
- － 宇宙基本計画の策定

[宇宙基本計画]

平成21年6月宇宙開発戦略本部決定。主な点は以下のとおり。

- － 宇宙開発利用の推進に関する政府の基本的な方針
- － 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- － 今後10年程度を見通した5年間の政府の施策

[JAXA法を含む宇宙関連法の改正による新体制への移行]

法改正のポイント

- 宇宙基本法(平成20年5月)の考え方に基づき、内閣府に宇宙政策の司令塔機能と準天頂衛星システムの開発・整備・運用等の施策の実施機能を担当する体制を整備するなど、宇宙開発利用の戦略的な推進体制を構築。
- JAXAについては、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置付け。

平成24年7月施行。新体制における主な変更点は以下のとおり。

- 宇宙基本計画に基づいたJAXA中期目標の設定を規定。
(従来は宇宙開発委員会の議決による宇宙開発に関する長期的な計画の基づき設定)
- 新たに内閣府、経済産業省が所管官庁へ。これらをはじめとした各省の行政ニーズへの対応

(参考)内閣府設置法等の一部を改正する法律案の概要

【主な改正事項】

1. 内閣府の所掌事務の追加

- 宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整
- 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整
- 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(実用準天頂衛星システム等)の整備及び管理
- 宇宙開発利用の推進(他省の所掌に属するものを除く。) 等

2. 内閣府における宇宙政策委員会の設置

- 宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議 等
- 内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告

3. (独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の見直し(政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として位置付ける)

- (1) JAXAの目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と統合的なものとする。
- (2) JAXAの中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。
- (3) JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。
- (4) 主務大臣として以下の大臣を追加する。
 - 内閣総理大臣(人工衛星等の開発等の業務(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く)であって宇宙の利用の推進に係る部分)
 - 経済産業大臣(3.(3)に係る部分)
- (5) 政令により、個別プロジェクトに応じ主務大臣を追加する仕組みを導入する。
- (6) 主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。 等

4. 文部科学省の宇宙開発委員会の廃止

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の見直しに係る背景

本中期計画(平成20年度～平成24年度)中においては、以下の事務・事業の見直し、資産・運営の見直しに取り組んできた。

●これまでの主な事務・事業の見直し事項(まとめ)

•研究プロジェクトの重点化

- 優先度を踏まえた事業の整理統合で予算規模を縮小
(平成23年度予算:400百万円、平成22年度予算:414百万円)
- 重点化による新規プロジェクト(SELENE-2など)の着手見送り
- 航空機技術における安全・環境への重点化。飛行船事業の廃止
- 平成23、24年度予算については、平成22年度水準まで抑制

•事業の民間移管、民間資金の一層の活用

- H-IIAロケット標準型の民間移管
- 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の観測運用、データ取得・処理・配布業務を民間移管
- 超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)の社会化実験の一部を実験参加者の費用負担

•事業所等の見直し

- JAXA i(広報施設)、鹿児島厚生施設、名古屋駐在員事務所、横浜監督員分室、汐留分室、三陸大気球観測所の廃止
- 東京事務所、海外事務所の見直し(ケネディ駐在員事務所の廃止等)

•取引関係の見直し

- 調達に係るベストプラクティスの抽出と実施

•人件費の見直し

- 総人件費を6年間で6%以上削減。ラスパイレス指数の低減目標(120以下)を前倒しで達成。

●これまでの主な指摘と対応事項

「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(第一次)」(平成19年12月11日 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)

○H-ⅡAロケットの民間移管に伴う経費・人員の削減

→民間企業に対する直接の指導監督業務を削減し、名古屋駐在員事務所を廃止(平成22年度末)

○事業所の廃止等

→横浜監督員分室廃止(平成20年度)、汐留分室廃止(平成19年度)、三陸大気球観測所廃止(平成19年度)、ケネディ駐在事務所廃止(平成22年度)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」
(平成22年12月7日 閣議決定)

→講ずべき措置について、着実に対応中。

＜詳細は次項参照＞

「事業仕分け」
(平成21年11月、平成22年4月、平成22年11月)

○GXロケットの見直し(平成21年11月)

→平成22年度の予算計上見送り

○JAXAi(広報施設)の運営(平成22年4月)

→JAXAi運営事業の廃止

○平成23年度から25年度の資金計画(平成22年11月)

→平成22年度当初予算の水準を維持

(※23年度については、22年度補正予算案による前倒し分を縮減とはみなさない)

平成23年度予算

→予算要求の縮減(平成22年度当初予算の水準)

(※23年度概算要求から22年度補正予算案による前倒し分を縮減とはみなさない)

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」
(平成24年1月20日 閣議決定)

「宇宙基本法(平成20年法律第43号)の趣旨を踏まえ、国民生活や産業等の視点を宇宙開発に導入することにより、防災研究との連携強化や経済成長への寄与を図るため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)を改正し、本法人の業務内容を見直す。」

→JAXA法について、本年6月の法改正で対応済み。

(参考) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)への対応について(詳細)

行政改革実行本部(第8回) (平成24年8月17日(金))
 資料5-2 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」平成24年度フォローアップ結果について
 (別紙)各府省・各法人における措置状況 から

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえ上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果(「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」)を踏まえ、適切に対応する。	2a 一部措置済	・優先度を踏まえた事業の整理統合については、平成23年度において先行的研究と萌芽的研究の2つの基礎研究プログラムを整理統合し、予算規模を縮小した(平成23年度予算:400百万円、平成22年度予算:414百万円)。
02 宇宙科学研究・宇宙探査					・研究プロジェクトの重点化については、宇宙基本計画(平成21年9月 宇宙開発戦略本部決定)を踏まえつつも、平成23年度においては概算要求段階で、国際宇宙ステーション計画等の国際協力上重要なプロジェクトや、小惑星探査等の我が国が強みを持つ分野のプロジェクトに優先的に取り組むこととし、平成23年度に予定されていた新規プロジェクトは小惑星探査機「はやぶさ2」を除き全て着手を見送った。 【参考】着手を見送った新規プロジェクト ・月周回衛星SELENE 2 ・小型科学衛星2号機 ・次世代赤外線天文衛星SPICA 等
03 国際宇宙ステーション					・航空機技術に関する研究開発事業については、引き続き安全や環境に関連するものへの重点化を実施する。
04 宇宙輸送					・飛行船関連事業については、平成22年度末をもって廃止した。
05 航空科学技術事業					・民間資金を一層活用する具体的方策については、衛星運用に民間資金を活用する方策として、平成23年4月から陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組み(パブリック・プライベート・パートナーシップ:PPP)を開始した。さらに、超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による社会化実験の一部を当該実験参加者の費用負担する仕組みを構築し実験を平成24年6月より開始した。
06 宇宙航空技術基盤の強化					・事業仕分け(平成22年11月)結果への対応については、平成23年度予算について衛星運用費の削減や維持運営費の効率化、事業の見直し等による予算縮減を行うことで、平成22年度予算水準である1,866億円まで抑制した(前年度補正予算を含む)。後年度資金計画については、平成24年度予算は1,834億円(平成23年度補正予算を含む)であり、平成22年度予算水準を維持している。
07 JAXA(広報施設)の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXAを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の当該欄の記述を転記した。

○「措置状況」の欄は、7月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・実施期限までに実施済み

1b・実施期限よりも遅れたが、7月1日時点では実施済み

2a・実施中

2b・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・その他(実施時期が未到来)

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

○「措置内容・理由等」の欄は、7月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
08	事務所等の見直し	JAXA i (広報施設) の廃止	22年度中に実施	現行JAXA i を廃止する。	1a 平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。
09		東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所(丸の内)と大手町分室(丸の内)の整理統合を実施する。	2a 平成24年度末迄に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図る。
10		鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。	1a 平成23年2月に廃止し、原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。	1a 平成22年度末をもって廃止し、原状回復のうえ、平成23年4月末をもって賃貸借を終了した。
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共有化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a ・パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成26年5月)に共有化することとし、具体的な協議を継続している。 ・ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共有化することとし、具体的な協議を継続している。
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	2a→1a 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
14	人件費の見直し	ラスパイレース指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレース指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a ・事務・技術職員のラスパイレース指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。(平成22年度の事務・技術職員のラスパイレース指数:118.6) なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。 ①平成23年度から地域調整手当を一律5%(ただし、東京都特別区のみ6%)としている。 ②国と同様に支給されている特勤手当に準ずる手当(種子島:6%、臼田:5%)を、平成21年度より段階的に減額し、平成22年度限りで廃止 ③管理職について、国に比べて期末手当支給月数の0.15月削減(6月期0.045月削減、12月期0.105月削減) ④平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減(支給単価平成23年度比:平成25年度25%減、平成26年度50%減)を行っている。 ⑤平成24年3月から、職責手当(管理職手当)を見直し、削減(支給単価23年度当初比:約6%減)を行っている。 ・国家公務員の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、 ①人事院勧告に伴う給与改定により役員の本給を平均△0.5%減額した。 ②国家公務員の給与の臨時特例に伴う役員給与の臨時特例により役員の本給、地域手当及び期末特別手当を△9.77%減額した。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の見直しの方向性

- 次期中期目標は、今後定められる新たな宇宙基本計画に基づき定められる。(平成24年8月から、内閣府宇宙戦略委員会において、新たな宇宙基本計画について議論が開始されている。今年度内に新たな計画が策定される予定。)
- 第2期中期目標期間(平成20年度～平成24年度)で取り組んだ事務・事業、資産・運営の見直しを基礎に、次期中期目標期間においては、定型化した業務の**一層の民間への移行**や**海外との連携・協力**の導入により、**業務の効率的・効果的推進**を行い優れた事業運営を継続。同時に、JAXA法を含む宇宙関連法の改正により文部科学大臣、総務大臣に加え、新に内閣総理大臣、経済産業大臣が主務大臣として加わった新体制の下で、組織体制の柔軟な運用等により各省のニーズに適切に対応しつつ、「はやぶさ」等に代表されるめざましい成果創出に向けJAXAの役割を果たしていく。
- 社会に明るい話題を提供して夢を与えるとともに、先端研究開発で得た知見を他の技術に波及させ社会へ還元するなど、宇宙開発利用分野の特殊性を生かした社会への貢献をより一層進める。

第2期中期目標期間中の状況と課題

1. 事務・事業の見直し ○事業の民間移管、民間資金の一層の活用

【衛星による宇宙利用】

<これまでの状況>

各種地球観測衛星のデータ蓄積や行政・研究機関による利用は順調に行われている。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、民間資金を活用する方策として、陸域観測技術衛星「だいち」の後期運用段階から観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組みを開始したところ。今後は、計画の初期から民間の参加を得て最適化を検討すべき。

【国際宇宙ステーション】

<これまでの状況>

「きぼう」の完成、日本人宇宙飛行士の長期滞在とミッション遂行、「こうのとりの実証と物資補給により、宇宙環境利用の基盤を確立し、宇宙環境利用を本格的に開始した。今後は、大学・研究機関や民間の能力・資金を一層活用することが期待されている。

【航空科学技術】

<これまでの状況>

第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発を実施。民間企業との役割分担を明確にした上で、国が独法に実施させるべき研究開発に重点化し、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止している。

次期中期目標期間中の見直しの方向性

<見直しの方向性> 衛星運用の民間への移管の推進

民間事業者が有している顧客、販路等の活用及びマーケティング能力の活用により、新たなユーザ開拓を含む一層の民間におけるデータ利用の拡大を図ることを目指し、できるだけ初期の段階から、衛星運用業務の民間事業者への移管を進める。

<見直しの方向性> 民間による有償での宇宙ステーション利用の推進

創薬研究や製品開発につながる研究により国民生活の向上に寄与する成果をより効率的・効果的に創出するため、また、新たな宇宙環境利用の可能性を広げるため、大学・研究機関や企業との連携強化や、民間による有償利用の拡大により、大学・研究機関や民間の主体的・積極的参加を促進すると共に、その能力・資金の一層の活用を図る。

<見直しの方向性> 環境・安全に係る研究開発の重点化・一層の成果還元と戦略性の重視

第4期科学技術基本計画に基づく「航空科学技術に関する研究開発の推進方策」を踏まえ、環境・安全に係る研究開発を重点化し、一層の成果還元と戦略性、人材育成への取り組みを重視しつつ、先端的・基盤的な研究開発、関連施設・設備整備及び推進策の戦略的重点化を図る。

第2期中期目標期間中の状況と課題

次期中期目標期間中の見直しの方向性

○海外との連携・協力

【衛星による宇宙利用】

<これまでの状況>

「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を踏まえ、日本の得意技術を活かした地球観測衛星について選択と集中を行って開発、打上げを行い、欧米の衛星と協力した国際的な観測体制の構築を進めている。また、アジア太平洋域の自然災害の監視を目的とした国際協力プロジェクト「センチネル・アジア」等を実施している。

<今後の方向性> **海外と協力した効率的・効果的な地球観測体制の構築**

地球観測衛星の開発、打上げに加え、日本が開発した地球観測センサの欧米の衛星への搭載に一層取り組むことで、より効率的・効果的な観測体制の構築、成果創出を進める。また、政府が提唱する「ASEAN防災ネットワーク」の構築を推進するため、関係府省及びアジア諸国との連携を進める。

【宇宙科学・宇宙探査】

<これまでの状況>

宇宙科学・探査においては、強みのある分野への選択と集中により、諸外国と比べて限られたリソースを効率的に活用し、宇宙物理学、太陽系科学、月・小惑星探査等の分野で世界トップレベルの成果を創出している。一方、世界的な傾向として、より高度な成果創出のため、プロジェクトの大規模化が進んできている。

<今後の方向性> **ミッションの効率的実行**

今後、従来の国際協力に加え、宇宙科学における大規模かつ高度なプロジェクトについては、リーダーシップを取りつつ、国際連携・協力を強化し、より効率的な実施を目指す。また、「はやぶさ」等で得た我が国の強みを生かしつつ、国際協働による探査への参画を検討する。

2. 組織の見直し 3. 運営の効率化及び自律化

【組織の見直し】

<これまでの状況>

- 宇宙航空研究開発の中核的機関としての役割を果たすため、理事長のリーダーシップの下、業務遂行を行うための体制を整備。
- 三菱電機株式会社との契約における費用の過大請求が発生。過払い額を算定するための特別調査を実施。
- 事業所等について、JAXA i(広報施設)、鹿児島厚生施設等の廃止、東京事務所、海外事務所の見直しを実施。

<今後の方向性>

- JAXA法改正を踏まえて、研究成果を実利用に結びつける機能の強化、組織体制を柔軟に運用。
- 三菱電機の費用過大請求問題の特別調査による徹底的な原因究明に基づき講じる抜本的な防止策を、適切に実施する。JAXAの適切な業務執行が確保されるようガバナンスの一層の強化を図る。
- 事業所等については定期的に必要性の検証を行ない、必要性の薄れたものは速やかに廃止。

【運営の効率化等】

<これまでの状況>

- 研究開発の特性に応じた調達の在り方について、他法人と協力して検討・情報共有を開始。
- 管理職手当の見直し等によりラスパイレース指数を引き下げる取り組みを着実に実施。

<今後の方向性>

- 業務の見直しによる合理化・効率化を図りつつ、適切な人材育成や人材配置を推進

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること。

1. 事務・事業の見直し

○ スポーツ施設の運營業務の見直し

国立競技場が、ナショナルスタジアムとして国際的な競技大会を開催するための条件を備えるとともに、ナショナルトレーニングセンター等が、アスリートの強化拠点としての役割を適切に果たしていけるよう、保有施設の整備充実や民間の手法を取入れた更なる効率的な運営を推進する。

○ 国際競技力向上のための研究・支援業務の見直し

我が国の国際競技力の更なる向上のため、科学・医学・情報に関する研究の高度化及びその活用・応用の促進、アスリート支援の更なる充実を図るとともに、国内外の関係機関とのネットワークを構築し、国内外のスポーツに関する情報を適切に収集・発信する取組を充実する。

○ スポーツ振興投票等業務及びスポーツ振興基金業務の見直し

スポーツ振興のための助成財源を一層充実するため、スポーツ振興基金の運用益や寄附金収入の充実を図るとともに、スポーツ振興投票の売上の増加や業務運営の効率化により収益の増加を図る。これらを財源とする助成業務においては、公正性の確保に留意しつつ、社会のニーズや事業の成果を的確に把握し、改善に努める。

○ 災害共済給付業務及び学校安全支援業務の見直し

学校における児童生徒等のより一層の安全のため、災害共済給付の事故情報を事故防止の対策に活用できるよう整理・分析した上で、学校における活用を促すための取組を充実する。

2. 組織の見直し

○ 事務・業務の見直し等に伴い、効果的・効率的な業務運営に必要な組織の見直しを、引き続き随時行う。

○ 海外事務所の在り方を検討して見直しを行う。

3. 運営の効率化及び自律化

○ 民間への業務委託の推進や随意契約の見直し等を推進するとともに、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札による取組を適時見直すなど、より一層の運営の効率化を図る。

○ スポーツ振興投票の売上の増加や寄附金収入の充実等により自己収入の拡大を図る。

○ 法人の業務を相互に連携させる取組を充実するとともに、スポーツ基本計画に基づく関係機関との連携・協働等を推進する。

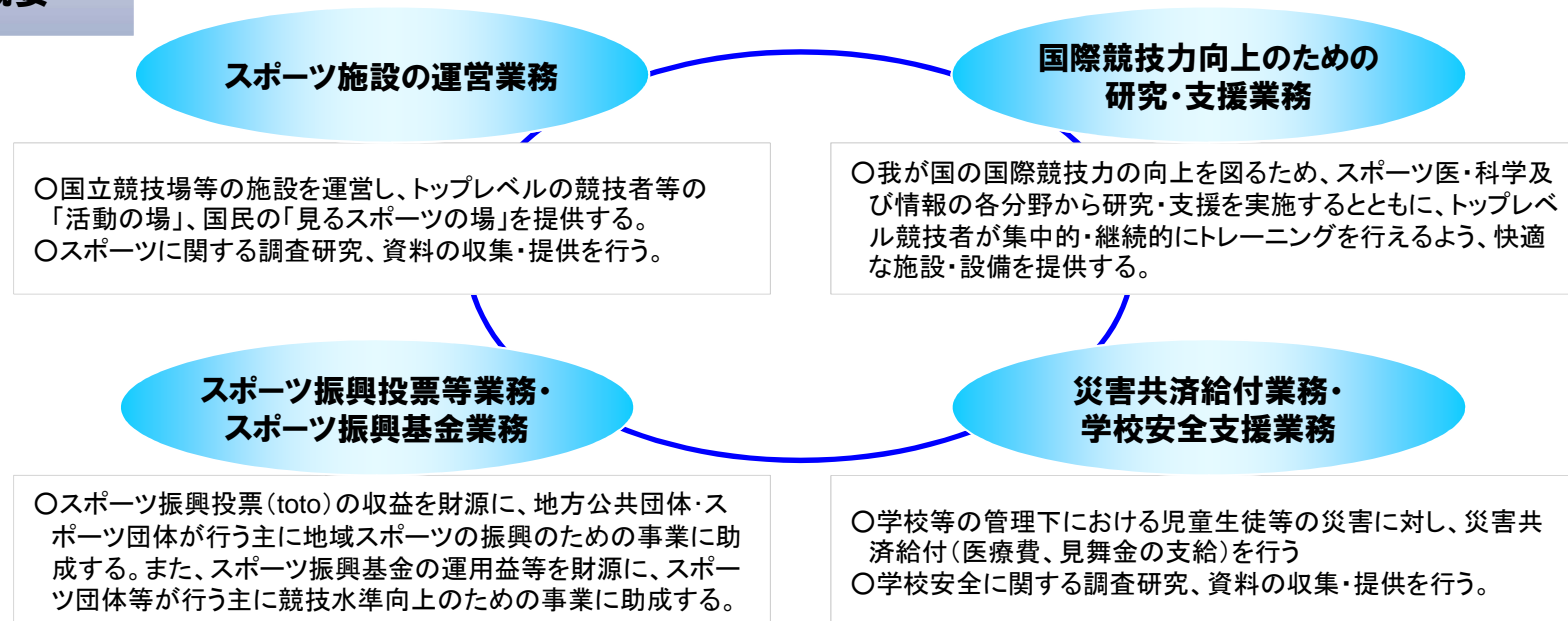
日本スポーツ振興センターの概要

法人の目的

スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、

- ・その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営
- ・スポーツの振興のために必要な援助
- ・義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付
- ・その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与する。

業務概要



スポーツ施設の運営業務の概要

●業務概要

- 国立競技場等のスポーツ施設を運営し、トップレベルの競技者等の「活動の場」、国民の「見るスポーツの場」を提供する。
- スポーツに関する調査研究、資料の収集・提供を行う。

●スポーツ施設の運営

国立霞ヶ丘競技場

陸上競技場

(観客席54,224席)



H23年度稼働日数:143日

～大会等の実績～

- FIFAクラブワールドカップ
- AFCチャンピオンズリーグ決勝
- 天皇杯全日本サッカー選手権
- 全国高校サッカー選手権

秩父宮ラグビー場

(観客席24,871席)



H23年度稼働日数:78日

～大会等の実績～

- 日本代表戦
- 日本選手権
- トップリーグ
- 全国大学選手権

国立代々木競技場

第一体育館

(収容人員13,245名)



H23年度稼働日数:249日

～大会等の実績～

- バレーボール世界選手権
- フィギュアスケート世界選手権
- レスリング世界選手権
- 世界柔道選手権

第二体育館

(収容人員3,195名)



H23年度稼働日数:253日

～大会等の実績～

- バスケットボール日本選手権
- バドミントン日本選手権
- レスリング日本選手権
- バスケットボール男女日本リーグ

●集中的・持続的にトレーニングが行える施設・設備の提供

ナショナルトレーニングセンター(NTC)内で トレーニングが行える競技種目



- ・ボクシング
- ・バレーボール
- ・体操
- ・柔道
- ・ウエイトリフティング
- ・ハンドボール
- ・バドミントン
- ・テニス
- ・バスケットボール
- ・陸上競技
- ・卓球
- ・レスリング

国立スポーツ科学センター(JISS)内で トレーニングが行える競技種目



- ・競泳
- ・シンクロナイズドスイミング
- ・トランポリン
- ・フェンシング
- ・新体操

スポーツ施設の運営業務の見直し

現状と課題

■国立競技場

- ・国立競技場は、我が国のスポーツ界の聖地としてスポーツ選手等に広く親しまれるとともに、多くの国民が競技場で観戦し、広く国民の「みるスポーツの場」として我が国のスポーツ振興に寄与してきた。
- ・しかしながら、築50年が経過して競技場そのものが老朽化するとともに、国際的な競技大会の開催に必要な国際基準を満たしていない。
- ・このような中、2019年ラグビーW杯の日本開催が決定し、2020年五輪招致に向け東京都が立候補している。
- ・このため、我が国のナショナルスタジアムとして国際的な競技大会を開催するための条件を備え、広く国民の期待に応えられるよう国立競技場を整備充実することが不可欠な状況にある。

■ナショナルトレーニングセンター及び国立スポーツ科学センター

- ・我が国は、トップアスリートが高度なトレーニングを行う拠点としてのナショナルトレーニングセンター（NTC）やスポーツ医・科学、情報分野等からの支援を行う拠点としての国立スポーツ科学センター（JISS）を、日本スポーツ振興センターに整備してきた。
- ・しかしながら、世界の強豪国等における競技水準は年々向上している。
- ・このような中、NTCやJISSは、世界トップレベルの拠点として、役割を適切に果たし続けていく必要がある。

■業務運営

- ・平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、日本スポーツ振興センターについては、施設管理業務等において、民間への委託等により、更なる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を作成することとされている。
- ・この基本方針を踏まえ、同センターの施設管理業務については、民間への委託等により、更なる効率的な業務運営を行うことが必要である。

見直しの方向性

- 国立競技場が、ナショナルスタジアムとして国際的な競技大会を開催するための条件を備えるとともに、ナショナルトレーニングセンター一等が、アスリートの強化拠点としての役割を適切に果たしていけるよう、保有施設の整備充実や民間の手法を取入れた更なる効率的な運営を推進する。

国際競技力向上のための研究・支援業務の概要

●業務概要

○我が国の国際競技力の向上を図るため、スポーツ医・科学及び情報の各分野から研究・支援を実施するとともに、トップレベル競技者が集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、快適な施設・設備を提供する。

●スポーツ医・科学及び情報の各分野からの研究・支援



●集中的・持続的にトレーニングが行える施設・設備の提供(再掲)

ナショナルトレーニングセンター(NTC)内で
トレーニングが行える競技種目



- ・ボクシング
- ・バレーボール
- ・体操
- ・柔道
- ・ウエイトリフティング
- ・ハンドボール
- ・バドミントン
- ・テニス
- ・バスケットボール
- ・陸上競技
- ・卓球
- ・レスリング

国立スポーツ科学センター(JISS)内で
トレーニングが行える競技種目



- ・競泳
- ・シンクロナイズドスイミング
- ・トランポリン
- ・フェンシング
- ・新体操

国際競技力向上のための研究・支援業務の見直し

現状と課題

■我が国の国際競技力

- ・国際競技大会等における我が国のアスリートの活躍は、国民に日本人としての誇りと喜び、夢と希望をもたらし、国民意識を高揚させるとともに、社会全体に活力を生み出し、国際社会における我が国の存在感を高めるものである。我が国のアスリートによるメダル獲得は、その一つのあらわれである。
- ・しかしながら、アスリートによるメダル獲得の状況、とりわけ金メダルの獲得状況は、強豪国と比較しても、世界のトップクラスであるとは言い難い。直近5回のオリンピック競技大会を見ても、我が国の金メダル獲得ランキングは、最高で夏季大会は5位(2004/アテネ)、冬季大会は7位(1998/長野)であるものの、直近の夏季大会は11位(2012/ロンドン)、冬季大会は20位(2010/バンクーバー)にとどまっている。また、直近5回のパラリンピック競技大会を見ると、最高で夏季大会は10位(1996/アトランタ、2004/アテネ)、冬季大会は4位(1998/長野)であるものの、直近の夏季大会は17位(2008/北京)、冬季大会は8位(2010/バンクーバー)にとどまっている。
- ・これらについては、トップアスリート層のオリンピック競技大会におけるメダル獲得率が強豪国と比べて低く、また、そもそも我が国のトップアスリート層が強豪国と比べて厚くないこと等が原因であると考えられる。
- ・さらに、オリンピック競技大会においては、女性が参加できる競技数(メダル数)が増加しており、特に、近年の夏季大会で我が国の女性アスリートのメダル獲得率は男性アスリートより高い。こうした分野における競技力の向上は、重要な課題となってきているが、女性アスリートに対する効果的な支援の在り方についてはいまだ研究・開発の途上にある。
- ・このため、トップアスリートが高度なトレーニングを行う拠点としてのNTCやスポーツ医・科学、情報分野等からの支援を行う拠点としてのJISSは、世界の強豪国等における競技水準が年々向上していく中、それぞれ世界トップレベルの拠点として、その役割を果たし、リードし続けていく必要がある。

■関係機関との連携等

- ・また、これまでNTCやJISS、大学等の強化・研究関係機関間における連携が必ずしも十分ではなく、それぞれの機関が蓄積してきた人材・知識・情報等の資源が、トップアスリートに対する強化・支援に十分に活用されていない。
- ・さらに、中央競技団体及び強化・研究関係機関においては、競技水準の向上を図るための情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集やその活用・発信が十分とはいえないという課題も見られる。

見直しの方向性

- 我が国の国際競技力の更なる向上のため、科学・医学・情報に関する研究の高度化及びその活用・応用の促進、アスリート支援の更なる充実を図る。
- また、国内外の関係機関とのネットワークを構築し、国内外のスポーツに関する情報を適切に収集・発信する取組を充実する。

スポーツ振興投票等業務及びスポーツ振興基金業務の概要

●業務概要

○スポーツ振興投票(toto)の収益を財源に、地方公共団体・スポーツ団体が行う主に地域スポーツの振興のための事業に助成する。また、スポーツ振興基金の運用益等を財源に、スポーツ団体等が行う主に競技水準向上のための事業に助成する。

スポーツ振興投票等業務

設立経緯

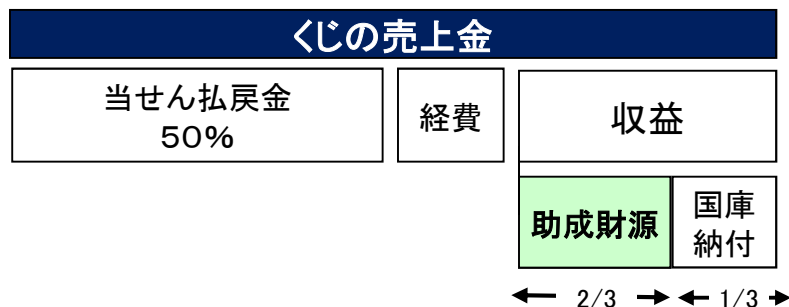
- 平成10年、スポーツ振興財源の確保手段の一つとして、超党派の議員立法により「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」が成立
- 平成13年、スポーツ振興くじの全国販売を開始

主な助成内容

- ・地域スポーツ施設の整備助成
- ・総合型地域スポーツクラブの活動助成
- ・地方公共団体のスポーツ活動助成
- ・スポーツ団体のスポーツ活動助成
- ・将来性を有する競技者の発掘育成活動助成
- ・国際競技大会開催助成

助成財源の概要

○Jリーグの試合の結果に関するくじを発売し、その収益の一部を助成に充てる。

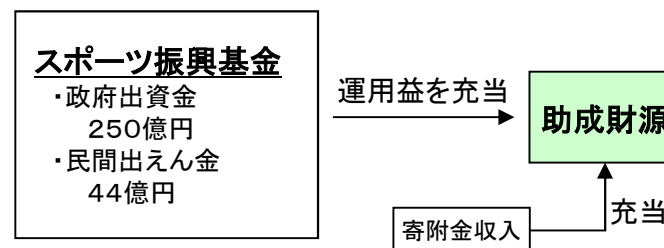


スポーツ振興基金業務

○平成2年、スポーツ団体や経済界から、政府と民間で資金を拠出し、競技水準向上等のための安定的・継続的な財源として基金設置の要請がなされ、国会審議を経て創設

- ・スポーツ団体選手強化活動助成
- ・スポーツ団体大会開催助成
- ・トップレベルの選手・指導者スポーツ活動助成

○約294億円の基金の運用益等を助成に充てる。



スポーツ振興投票等業務及びスポーツ振興基金業務の見直し

現状と課題

■スポーツ振興に必要な財源

- ・スポーツ基本法では、政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じると規定されている。
- ・国のスポーツに対する支出は、国内総生産(GDP)との対比で見ると、諸外国と比べて高いとは言えない水準にある。また、地方公共団体のスポーツ関係支出額・地方財政に占める割合は、いずれも平成7年度をピークに近年半減するという厳しい状況にある。
- ・スポーツ振興に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、国として責任をもって取り組む施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。
- ・また、スポーツ振興投票制度については、さらに助成財源を確保するため、売り上げの一層の向上や業務運営の効率化により収益の拡大に努め、スポーツ振興のための貴重な財源として有効に活用する必要がある。

■助成事業

- ・日本スポーツ振興センターを評価する独立行政法人評価委員会からは、同センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、助成交付手続きや実態調査の中で、助成事業に関する「不適当な行為」に該当する状況を把握できなかった点は課題であり、今後の助成事業の適切な審査・調査の取り組みに期待すると指摘を受けており、このような取り組みを着実に実施していく必要がある。

■業務運営

- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、日本スポーツ振興センターについては、スポーツ振興投票業務等において、民間への委託等により、更なる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を作成することとされている。
- ・この基本方針を踏まえ、スポーツ振興投票業務等について、民間への委託等により、更なる効率的な業務運営を行うことが必要である。

見直しの方向性

- スポーツ振興のための助成財源を一層充実するため、スポーツ振興基金の運用益や寄附金収入の充実を図るとともに、スポーツ振興投票の売上の増加や業務運営の効率化により収益の増加を図る。
- これらを財源とする助成業務においては、公正性の確保に留意しつつ、社会のニーズや事業の成果を的確に把握し、改善に努める。

災害共済給付業務・学校安全支援業務の概要

●業務概要

- 学校等の管理下における児童生徒等の災害に対し、災害共済給付(医療費、見舞金の支給)を行う。
- 学校安全に関する調査研究、資料の収集・提供を行う。

●災害共済給付

(給付内容)

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の管理下における児童・生徒等の災害(負傷、疾病、障害、死亡)について、児童・生徒等の保護者等に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行う。

(給付の財源)

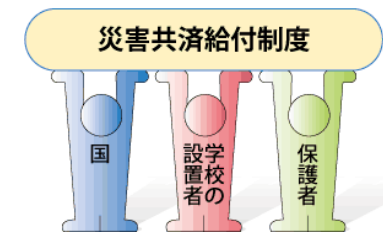
災害共済給付に要する経費は、国、並びに学校の設置者及び保護者の掛金で賄われる。

加入者数(平成23年度)

学校種別	加入者(人)	加入率
小学校	6,917,710	99.9%
中学校	3,612,719	99.9%
高等学校	3,534,059	98.0%
高等専門学校	58,916	99.5%
幼稚園	1,291,416	80.8%
保育所	1,883,130	84.4%
合計	17,297,950	95.9%

給付状況(平成23年度)

種別	件数	金額(千円)
医療費	2,110,477	15,850,419
障害見舞金	381	1,636,955
死亡見舞金	82	1,841,000
合計	2,110,940	19,328,374



●学校安全に関する調査研究、資料の収集・提供

災害共済給付の実施によって得られる災害事例を活用して災害の防止策の調査研究を行い、その成果を学校等へ提供。



災害共済給付業務・学校安全支援業務の見直し

現状と課題

■学校における児童生徒等の事故の状況

- ・日常の学校管理下における事故の状況として、例えば、日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務のデータによれば、小学校では休憩時間中を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、負傷などが年間約113万件発生しており、30年前と比較して約3割増加している。
- ・また、死亡事故の件数については、減少傾向が続いているものの平成22年度において74件発生しており、引き続き学校安全に向けた不断の取組が求められている。

■事故の情報の活用

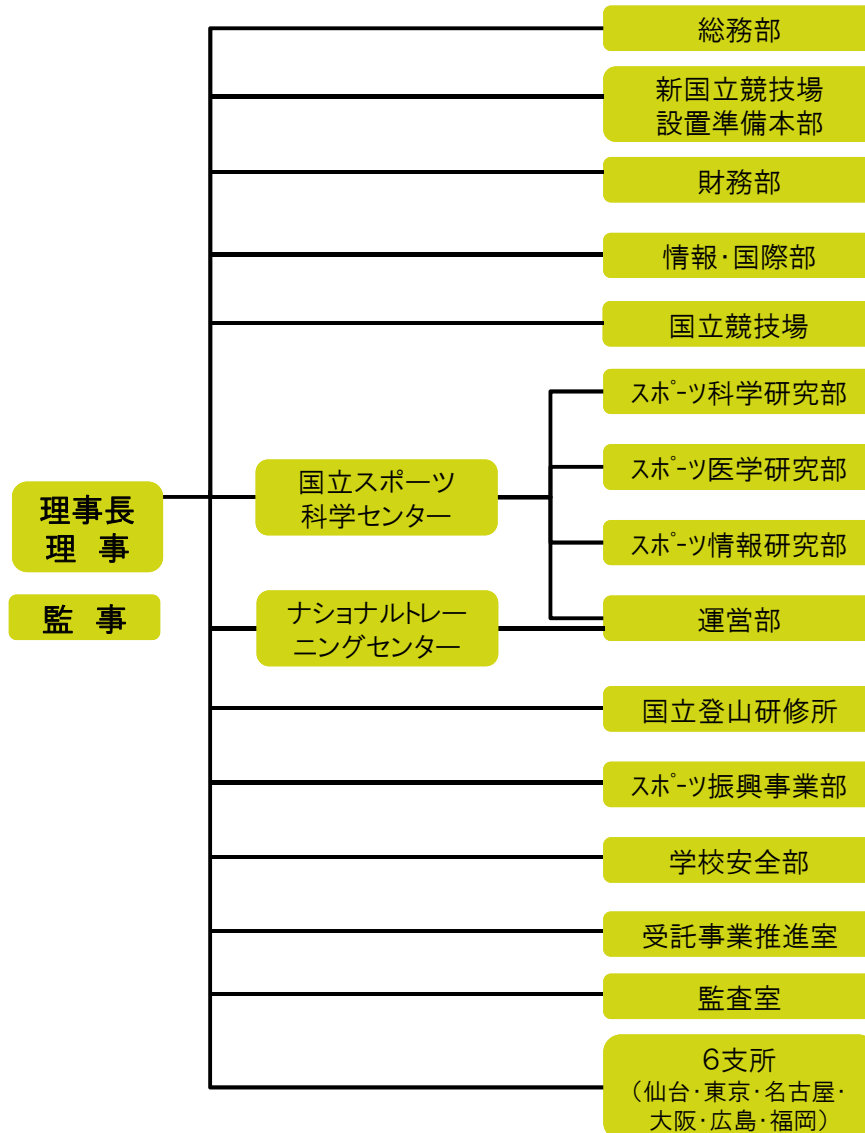
- ・独立行政法人評価委員会からは、日本スポーツ振興センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、災害共済給付システムの利用率は中期計画を上回っているものの、100%利用されないと効果が発揮されないため、未利用の要因を分析するとともに、引き続き更なる普及の取組を期待する、との指摘を受けている。
- ・学校安全に関する調査研究結果を学校安全の向上に役立てるためには、調査研究の内容の充実に加え、分かりやすく学校現場に伝える努力が必要である。

見直しの方向性

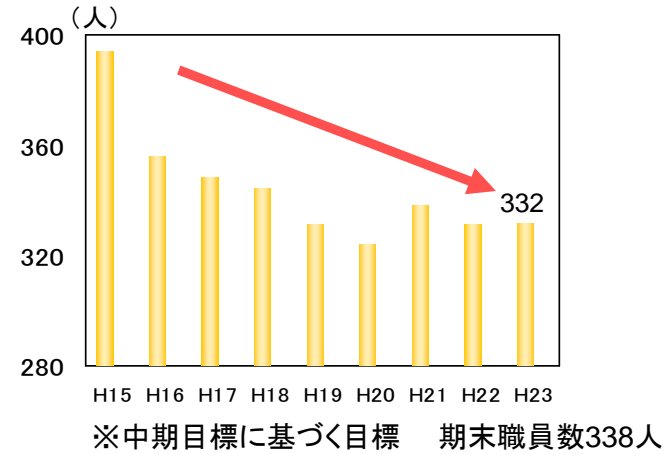
- 学校における児童生徒等のより一層の安全のため、災害共済給付の事故情報を事故防止の対策に活用できるよう整理・分析した上で、学校における活用を促すための取組を充実する。

日本スポーツ振興センターの組織の状況

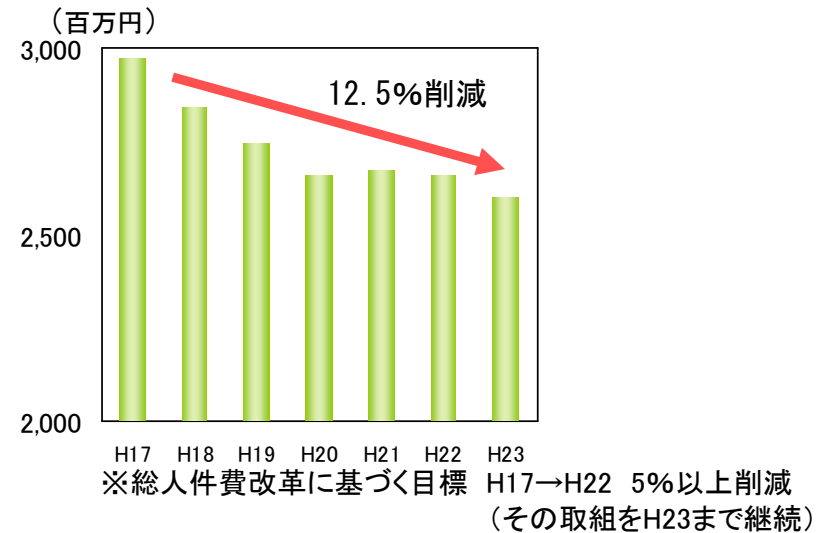
○組織の構成(H24.4.1現在)



○常勤職員数の推移



○総人件費の推移



組織の見直し

現状と課題

■組織の見直し状況

・独立行政法人評価委員会からは、日本スポーツ振興センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、ガバナンス強化等のために経営企画室等を設置する一方、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえて食の安全課を廃止するなど業務執行が効果的・効率的に行えるよう組織を見直している、ということについて優れていると評価されており、業務の見直しに伴い、随時このような見直しを行うことが必要である。

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
災害共済給付業務、 学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。 ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する(ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。)

■海外事務所の在り方

・「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、日本スポーツ振興センターの海外事務所については、ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討することとされている。

・この基本方針を踏まえ、海外事務所の在り方を検討して見直しを行うことが必要である。

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

講ずべき措置	実施時期	具体的内容
事務所等の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。

見直しの方向性

○ 事務・業務の見直し等に伴い、効果的・効率的な業務運営に必要な組織の見直しを、引き続き随時行う。

○ 海外事務所の在り方を検討して見直しを行う。

運営の効率化及び自律化

現状と課題

■民間への業務委託等

・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、日本スポーツ振興センターについては、施設管理やスポーツ振興投票業務において、民間への委託等により、更なる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を作成することとされている。この基本方針を踏まえ、施設管理業務等について、民間への委託等により、更なる効率的な業務運営を行うことが必要である。

・また、独立行政法人評価委員会からは、日本スポーツ振興センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、包括的業務委託(民間競争入札)を含めた外部委託を積極的に推進するとともに、契約を適切に行うための規程及び審査体制が整備されていること、また、平成21年度に実施した包括的業務委託契約の反省に基づく契約の見直しが行われていることについて優れていると評価されており、引き続き、このような取り組みを適時行うことが必要である。

■自己収入

・独立行政法人評価委員会からは、同センターの平成23年度に係る業務の実績に関する評価において、運営費交付金以外の収入実績額は、総額として計画額を上回っていることについて優れていると評価されており、引き続き、増収を図るための取り組みを適時行うことが必要である。

・また、スポーツ振興に必要な財源の確保のため、寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図るとともに、スポーツ振興投票制度については、さらに助成財源を確保するため、売り上げの一層の向上や業務運営の効率化により収益の拡大に努め、スポーツ振興のための貴重な財源として有効に活用する必要がある。

■関係機関との連携・協働

・スポーツ基本法においては、スポーツの推進には、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠であるとされている。

・その際、スポーツ団体等の自主性は尊重されるべきであり、日本スポーツ振興センターを含むスポーツ団体等のスポーツの推進に向けた主体的な連携・協働が期待されている。

・このようなスポーツ団体等による主体的な連携・協働を円滑に行うため、関係団体間の人事交流の機会や、関係者による連絡・協議の場を設けることも検討する必要がある。

検討の方向性

○ 民間への業務委託の推進や随意契約の見直し等を推進するとともに、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札による取組を適時見直すなど、より一層の運営の効率化を図る。

○ スポーツ振興投票の売上の増加や寄附金収入の充実等により自己収入の拡大を図る。

○ 法人の業務を相互に連携させる取組を充実するとともに、スポーツ基本計画に基づく関係機関との連携・協働等を推進する。

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人日本芸術文化振興会】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

・芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

1. 事務・事業の見直し

○公演事業の充実

- ・ 魅力ある質の高い公演や解説付きの公演等、多彩な企画による新たな観客層の開拓
- ・ ホームページ等を活用した情報発信の充実
- ・ 地方公共団体・芸術団体等との連携協力

○快適な観劇環境の整備

- ・ 劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、事業実施の基盤である劇場等施設・設備の老朽化について長期的な視野に立った整備計画を策定し、計画的に整備を実施

○伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修の充実

- ・ 各分野の実情を踏まえ、伝承者の養成及び実演家等の研修を着実に実施

○調査研究及び資料の収集事業の充実

- ・ 事業の着実な実施及びホームページ等を活用した成果の発信、広報の強化

○文化芸術活動に対する援助事業における審査・評価体制の充実

- ・ より効果的な援助を行うため、補助金による助成に関して、専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能の強化

2. 組織の見直し

- 引き続き、効率化の進捗状況を踏まえ、人員配置の検討など、組織機構の在り方について検討し、職員の専門性の確保を図る。

3. 運営の効率化及び自律化

○自己収入の拡大

- ・ 引き続き、寄付金収入、事業への支援、公演の入場料、施設貸付料の増大に取り組む

○管理・運営の効率化

- ・ 引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った給与水準の維持を図る

国の文化芸術振興政策 と 日本芸術文化振興会の使命・課題

国の文化芸術振興政策

●文化芸術振興基本法(抄)(平成13年法律第148号)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

●文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

(平成23年2月8日閣議決定)

(第3次基本方針)

9. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。

●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成24年法律第49号)の趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等(以下「劇場、音楽堂等」という。)に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。



国立劇場本館



国立演芸資料館



国立能楽堂



国立文楽劇場



国立劇場おきなわ



新国立劇場

<日本芸術文化振興会の沿革>

昭和41年 特殊法人国立劇場設立、国立劇場本館開場

昭和54年 国立演芸資料館開場

昭和58年 国立能楽堂開場

昭和59年 国立文楽劇場開場

平成元年 現代舞台芸術に関する業務の追加

平成2年 特殊法人日本芸術文化振興会に名称変更

芸術文化振興基金設立

平成9年 新国立劇場開場

平成15年 独立行政法人へ移行

平成16年 国立劇場おきなわ開場

平成25年 第三期中期目標期間(～平成30年3月)

【日本芸術文化振興会の使命】

→第一期、第二期中期目標に規定

我が国を代表する文化芸術振興の中核的拠点として、

- ①文化芸術の豊かな広がりを実現すること
- ②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと
- ③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること

第三期中期目標期間に向けた課題

我が国における文化芸術振興の中核的拠点としての機能を充実させるため、以下のことを行う。

- ①公演事業の充実
- ②安全かつ良好な観劇環境の整備
- ③伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等の安定的な確保
- ④調査研究及び資料収集事業の着実な実施及び成果の発信
- ⑤文化芸術活動に対する援助事業における審査・評価体制の充実

日本芸術文化振興会の事務・事業の見直し

第二期中期目標期間(平成20～24年度)の取組

●伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開するように努め、国際的に比肩する高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演し、中期計画に定める公演数も着実に実施している。

(参考)平成23年度実績

<伝統芸能> 186公演 1,040回 753日 503,908人
<現代舞台芸術> 31公演 267回 248日 184,711人

●快適な観劇環境の形成(施設整備に関する計画)

- ・各劇場の設備改修工事を実施
- ・国立劇場おきなわの土地購入(平成24年度で完了)

●伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修

伝統芸能については長期的な視点に立って伝承者を安定的に確保及び養成するとともに、現代舞台芸術についても高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家等を育成している。

(参考)平成20～23年度実績

<伝統芸能> 32人修了
<現代舞台芸術> 97人修了

●伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

- <伝統芸能> 歌舞伎の上演資料集等の刊行をはじめ、古文献の復刻などを実施
- <現代舞台芸術> 公演記録の作成や鑑賞会、海外戯曲の翻訳に関する調査等を実施

●文化芸術活動に対する援助

- ・助成対象活動に対する調査
- <会計調査>
平成20年度 68件 → 平成23年度 101件
- <公演等調査>
平成20年度 155件 → 平成23年度 553件

維持・強化

事務・事業の見直し

○公演事業の充実

- ・魅力ある質の高い公演や、解説付きの公演等、多彩な企画による新たな観客層の開拓
- ・ホームページ等を活用した情報発信の充実
- ・地方公共団体、芸術団体等との連携強化

○安全かつ良好な観劇環境の整備

- ・劇場利用者の安全確保及び利便性向上等のため、事業実施の基盤である劇場等施設・設備の老朽化について長期的な視点で整備計画を策定し、計画的に整備を実施

○伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修の充実

- ・各分野の実情を踏まえ、伝承者の養成及び実演家等の研修を着実に実施

○調査研究及び資料の収集事業の充実

- ・事業の着実な実施及びホームページ等を活用した成果の発信、広報の強化

○文化芸術活動に対する援助事業における審査・評価体制の充実

- ・より効果的な援助を行うため、補助金による助成に関して、専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を強化

(参考)

文化芸術の振興に関する基本的な方針(抄)

(平成23年2月8日閣議決定)

(第3次基本方針)

1. 文化芸術各分野の振興

(1) 芸術の振興

文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。